

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 がん・受動喫煙対策係 電話番号：058-272-1111(内3321)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 640 千円 (前年度予算額： 896 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 896 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 896 |
| 要求額 | 640 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 640 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

予防接種などで得られた抗体は、小児がんの治療方法の一つである骨髄移植などの造血幹細胞移植後に徐々に減少し、数年から10年ほどで抗体が消失する場合もある。そのため、日本造血細胞移植学会のガイドラインにおいて、個々の症例に応じて、感染症の発症予防や、症状軽減が期待できる場合、副反応に注意しつつ、ワクチンの再接種が推奨されている。

一方、予防接種法では、各ワクチンの接種回数が規定されており、規定回数を超える接種は、定期接種の対象外となる。既に摂取したワクチンの再接種は、任意の予防接種となり、複数のワクチンを接種する場合は高額となるため、被接種者(保護者)の経済的負担が大きい。

そこで、造血幹細胞移植後の再接種(任意予防接種)に係る費用を助成する市町村に対し、県が補助制度を創設することにより、県内における本事業の促進を図る。

・対象となる定期予防接種：予防接種法第2条第2項で定められた疾病にかかる予防接種
※A類疾病(ヒブ、肺炎球菌、4種混合、BCG、風しん、麻しん、水痘、日本脳炎、B型肝炎、HPV、ロタ)

※ガイドラインでは、移植後、定期予防接種のうちBCGは接種しない、ロタは推奨しないとなっている。

(2) 事業内容

市町村への再接種費用助成

・造血幹細胞移植後の再接種（任意の予防接種）に係る費用を助成する市町村に対し、県が補助制度を創設

<対象者>

①造血幹細胞移植により、既に接種した予防接種法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が消失し、再接種が必要な者

②予防接種を受ける日において20歳未満の者

※小児がんは15歳未満を言うが、既に事業を開始していた関市は20歳未満を対象に実施しているため

③事業開始年度以降の再接種であること

(3) 県負担・補助率の考え方

県1/2、市町村1/2

補助対象者：骨髄移植などの造血幹細胞移植により、接種済みの免疫が消失し、再接種（予防接種法に定めるA類）が必要な20歳未満の者

補助先：住民に対する再接種費用を助成する県内市町村

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|-----------|
| 補助金 | 640 | 市町村事業への補助 |
| 合計 | 640 | |

決定額の考え方

| |
|--|
| |
|--|

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

(事業内容)

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金 |
| 補助事業者（団体） | 市町村 (理由) 接種事業の実施主体であるため |
| 補助事業の概要 | (目的) ワクチンを再接種する際の自己負担額を補助する制度を市町村に導入してもらい、被接種者(保護者)の経済的負担の軽減を図る。 (内容) 市町村が補助する費用の1/2を補助する |
| 補助率・補助単価等 | 定率(1/2) (内容) 1人あたり上限256千円 (理由) 岐阜市で接種した場合の合計接種費用 |
| 補助効果 | 予防接種の実施主体は市町村であるため、県が費用を補助することにより、市町村の制度立ち上げの支援となる。 |
| 終期の設定 | 終期 (理由) 予防接種法制度の中で実施されるよう国に助成を求めており、平成30年10月と令和2年1月の審議会で、厚生労働省は「今後、法改正の必要性や制度のあり方について、厚生科学審議会で検討していく」としているため国の方針によって変更の可能性あり。 |

(事業目標)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか 全市町村が補助金を活用し、助成事業を実施する。 |
|--|

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (H29) | R4年度 実績 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|--------------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| | ①ワクチン再接種費用助成実施市町村数 | 1 | 40 | 42 | 42 | |

| | | | |
|--------------------|------|------|------|
| 補助金交付実績 (単位：千円) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
| | 48 | 135 | 82 |

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | 令和2年度においては、3市（4人）に対し補助を実施した。また、令和3年度には40市町村が助成を検討している。 |
| | 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ % |
| 令和3年度 | 令和3年度は、6市（7人）に対し補助を実施した。実施市町村が40市町村となった。 |
| | 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ % |
| 令和4年度 | 令和4年度は、5市（6人）に対し補助を実施した。未実施の2市町村に対して事業を実施できるよう支援した。 |
| | 指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ % |

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 3 | ワクチンを再接種することにより、疾病の発症や重症化を防止することができる。また、被接種者の経済的負担の軽減が図れる。 予防接種の実施主体は市町村であるため、県が費用の1/2を市町村に補助することにより、市町村の制度立ち上げの支援となる。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満） | |
| (評価) 2 | 今後、当該補助金の活用により、助成を実施する市町村が増加することで、すべての被接種者の経済負担の軽減が図れる。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 2 | 令和5年度においては、すべての市町村が助成の実施を予定している。補助により、市町村の助成制度の立ち上げを促進できている。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 全市町村が補助金を活用し、助成事業を実施するよう働きかけていく。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ワクチン被接種者の経済的負担の軽減、及び感染症罹患の予防のため、全ての市町村が補助金を活用するよう働きかけを行っていく。 |
|---|